

下伊那北部の新火葬場開設に伴う飯田市斎苑に係る制度見直し等について

1 課題及び対策の目的

平成 27 年 7 月中旬に予定される北部新火葬場（仮称、以下同名）の稼働後においては、北部 5 町村の住民は北部新火葬場を使用するため、飯田市斎苑使用者の大幅な減少が予想され、それに伴い、斎苑使用料収入は大幅な減収となる。しかし、使用者の減少に伴い、これまで火葬の日や時間帯によっては予約の希望がかなわなかった部分については、選択の幅が広がるものと予想される。

については、使用料の減収の影響を最小限とし、併せて施設の充実を図るため、関係する制度等を見直すこととする。

2 現行の主要な火葬事業制度等

① 使用者及び使用料収入の状況 :

年間火葬件数 1,700 件、うち北部町村民件数は 470 件（約 28%減）

年間収入約 4,100 万円、うち北部町村民からの使用料収入は 2,350 万円（約 57%減）

② 斎苑使用料（大人の遺体の場合） : [市民] 10,000 円(H3～) [市外] 50,000 円(H18～)

③ 市外火葬場差額補助制度 : 例えば、西部火葬場を使用した場合、西部は飯田市斎苑の使用料体系と同額のため、上記の差額 40,000 円を補助

3 制度見直し等の方針

飯田市斎苑の火葬業務に関連する制度の見直し等については、①～③により実施する。

① 北部新火葬場の稼働に合わせ、市外火葬場差額補助制度については一部を除き廃止する。

② 斎苑使用料金は、平成 28 年 4 月の改定を目途に検討を進める。（条例の改定）

③ 使用者にとって使いやすい施設を目指し、計画的に施設整備を実施する。

4 「市外火葬場差額補助制度」の改定（補助要綱の改定）について

(1) 現行制度の目的

当該補助制度の目的は、火葬にあたり、飯田市斎苑を使用したかったが希望の日時等が合わず、やむなく他所の火葬場で火葬を行わざるを得ない場合に火葬料金が多額となるため、飯田市斎苑を使用した場合との均衡を図るために一定額を補助するものである。

(2) 改定の主旨

北部新火葬場稼働後における飯田市斎苑への受入れについては、概ね全ての受入れが可能となる見込みであるため、遠山郷二地区を除き、現行の市外火葬場差額補助制度は廃止する。

ただし、従来の制度との激変緩和として、補助条件を改定した上で一定期間継続する。

(3) 改定の内容

北部新火葬場の稼働後においては、当該市外火葬場差額補助制度の内、遠山郷二地区在住の市民が阿南斎場を使用する場合**以外の補助を廃止**する。

ただし、激変緩和措置として、下記（4）の条件のもとで、平成 29 年 3 月末日まで補助を継続する。

(4) 激変緩和措置の条件

- ① 補助の対象となる火葬場は、下記 i ~ iii の飯伊地域の 3 か所に限る。
 - i 阿南斎場 (阿南町)
 - ii 西部衛生センター火葬場 (阿智村)
 - iii 【仮称】北部新火葬場 (高森町)
- ② 飯伊地域の火葬場を使用した場合の補助金額は、従来の約半額の 20,000 円とする。

(5) 改定の時期

平成 27 年 7 月中旬 (*北部新火葬場の稼働に合わせる)

(6) その他

- ① 飯田市斎苑は飯田市民のための火葬場であり、友引や正月休み明けなどの火葬集中時においては希望に添えないことも考えられるが、市民の協力や理解を得るように努める。
- ② 市民への周知や葬儀社への協力要請を積極的に進め、斎苑使用率の維持、向上に努める。